

令和2年4月13日

保護者各位

社会福祉法人西養寺福祉会  
学校法人西養寺学園

## 非常事態宣言に伴うこども園の臨時休園について

日頃より、当園の教育保育にご理解ご協力いただきますこと厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、4月10日に岐阜県知事より非常事態宣言が発令されました。これに伴い、西養寺福祉会・西養寺学園のこども園では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の通り臨時休園いたします。前例の無い困難な状況であることをご理解いただき、保護者の皆様におかれましては何卒ご理解ご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

### 記

#### 1. 臨時休園期間

令和2年4月13（月）から令和2年5月6日（水）まで

#### 2. こども園の利用について

市内の保育所等については、原則として臨時休園・閉所とします。ただし、医療従事者、警察、消防など社会の機能を維持するために就業を継続していただくことが必要な方やひとり親家庭をはじめ、仕事を休むことが困難な方々の子どもに対しては、保育の場の確保が必要であるため、安全で安心な体制が確保できることを前提に、継続して受入れの体制を整えます。

つきましては、十分ご理解の上、別紙にて配布される『非常事態宣言下におけるこども園利用申立及び同意書』の提出をお願い致します。尚、この書類は当園ホームページにPDFファイルとして添付いたします。プリンターで印刷して持参ください。また、既に休まれてみえるご家庭やプリントアウトできない方は登園した際にその場で記入提出いただきます。

#### 3. 保育料及び給食費について

臨時休園期間に登園しなかった子どもの利用料（保育料・給食費）については、登園しなかった日数に応じて利用料を減額いたします。後日還付または翌月以降の利用料に充当いたします。（未定）

※給食費についてのみ、給食開始日～12日まで自宅待機されてみえたご家庭には日割り減額が適応します（土曜日は含まず）。

#### 4. こども園で新型コロナウイルス感染者が発生した場合

臨時休園期間中にこども園において在園児または職員に感染者が一人でも発生した場合には、施設を全面的に臨時休園とします。また、在園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該園児の保護者に対して登園を避けるよう要請します、ご理解とご協力をお願いいたします。